

目黒区高齢者理美容サービスのご案内

(令和8年度版)

目黒区では、外出が困難な高齢者を対象に、指定された理容師・美容師が自宅に出張して、1回につき2,000円の自己負担で、理容サービスまたは美容サービスを提供する事業を行っています。

(理美容サービス補助券を交付します。)



◆サービス内容



理容サービス・・・散髪、ひげ剃り(※)

(※身体の安全確保上、行えない場合があります)

美容サービス・・・カットのみ

(カット以外は別料金となります。詳細は各店舗にご確認ください。)

◆対象者

次の1～4の全ての要件を満たすかた

- 1 65歳以上で目黒区に住民登録がある
- 2 介護保険の要介護状態区分が、要支援1～2 または要介護1～5と認定されている
- 3 ねたきり、座位が保てない、重度の認知症などのため外出が困難
- 4 目黒区内に在宅（グループホーム、軽費老人ホームを含む）
または治療のため医療機関に入院中である(※)

(※病院、グループホーム、軽費老人ホームでの利用の場合は施設管理者の承諾が必要です)

◆交付枚数

年最大4枚まで発行します。介護度及び交付決定月により交付枚数は下記の通りとなります。

交付決定月	交付枚数	
	要介護1～5	要支援1・2(※)
4・5・6月	4枚	2枚
7・8・9月	3枚	2枚
10・11・12月	2枚	2枚
1・2・3月	1枚	1枚

※要支援1、2の場合、最初の決定から6か月後も引き続き「要介護」「要支援」状態であり、外出が困難な場合は追加申請をすることができます。

◆次年度も交付を希望する場合

理美容補助券の交付には、毎年度、申請が必要です。

今年度の利用者には、年度末に次年度の申請書をお送りしますので、交付を希望する場合は、高齢福祉課または包括支援センターに申請書を提出してください。

要介護・要支援状態などを審査したのち、次年度分を交付します。

◆利用方法

- 見開きのページの一覧表から理容店・美容院等を選び、電話で予約してください(※)
※名簿に記載された指定店以外は利用できません
- 予約の際、目黒区の理美容サービス補助券を利用する旨を伝えてください。
- サービスを受ける時に理美容サービス補助券(1枚)と自己負担金(2,000円)を、理容師または美容師に渡してください。

<補助券の見本>

高齢者理美容サービス補助券
交付番号 000000
利用者名 ○○○○ 住所 目黒区○町○丁目○番○号 有効期限 ○年○月○日まで
実施日 ○年○月○日 取扱店名 _____ 店名 _____ 技術者名 _____
交付年月日 ○年○月○日
目黒区長 ○○○○印

【ご注意】 必ずお読みください。

- 理美容サービス補助券に記載されている本人以外の方は利用できません。
- 理美容サービス補助券は、グループホーム、軽費老人ホーム以外の施設では利用できません。
- 入院中の病院、入居中のグループホームまたは軽費老人ホームでの利用を希望される場合は、店舗に電話予約をする前に、必ず施設管理者の承諾を得て、その指示に従ってください。
- 理美容サービス補助券を紛失・汚損等された場合は、未使用分を再発行します。希望される場合は、申請書に再発行の理由・使用した補助券の枚数を記入のうえご提出ください。
- 次の場合は廃止となり、理美容サービス補助券は使用できません。担当までご連絡ください。
 - ①在宅ではなくなった場合（特別養護老人ホーム等の介護保険施設への入所など）
 - ②目黒区外へ転居された場合
 - ③介護度が自立と判定された場合
 - ④不要となった場合

◆担当◆ 目黒区健康福祉部 高齢福祉課在宅事業係 【電話】 03-5722-9839